

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（(仮称) 子ども未来館整備事業）
委託仕様書（案）

1 業務名称

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（(仮称) 子ども未来館整備事業）

2 業務目的

本市では、内閣府より「福山市まち・ひと・しごと創生推進計画」の認定を受けて、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附金の受入を行っている。

本業務は、受注者独自のネットワークやノウハウを活用することにより、本社が市外に所在する企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）に対して、(仮称) 子ども未来館整備事業（大阪・関西万博パビリオン「いのちの遊び場 クラゲ館」移築事業を含む。）を周知し、積極的な財源確保をめざすものである。

3 対象事業

福山市企業版ふるさと納税対象事業のうち、(仮称) 子ども未来館整備事業とする。

4 委託期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

5 委託業務内容

(1) 対象事業の企画・選定・資料作成に関する支援

企業の関心や寄附意欲を高めるための方法の提案、企業に紹介する対象事業の選定及び対象事業を紹介するための資料作成に関する支援を行う。

(2) 寄附見込企業への提案及び紹介等

ア 受注者は、寄附見込企業に対して、個別に、企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄附を提案し、寄附の意向を確定させる。

イ 受注者は、提案した寄附見込企業の意向により必要がある場合は、発注者に調整状況を共有して、協力を求めることができる。

ウ 寄附見込企業への説明事項

- (ア) 対象事業の概要・寄附金の用途等
- (イ) 社会貢献事業への参画意義（地方創生）
- (ウ) 企業版ふるさと納税による税の軽減効果
- (エ) 寄附によるメリット（(ウ) 以外のもの）

(オ) その他（先方の求めや必要に応じ適宜追加）

エ 寄附見込企業が反社会的勢力に該当しないことの調査

(3) 寄附意向の報告

(2)により企業から寄附の意向確認が取れた場合、速やかに指定する報告書にて本市に報告すること。また、寄附の実現に向けてさらに働きかけを行う。

6 本業務の成果

(1) 成果対象

ア 過去、本市に寄附を行ったことがある企業も成果の対象とする。

イ 個人からの寄附は、成果の対象外とする。

ウ 受注者が企業の意思決定にかかわる者などにアプローチしたことが直接の契機となり本市への寄附に至った場合は、成果の対象とする。

エ 現金以外の寄附は、成果の対象外とする。

(2) 成果判断

ア 受注者は企業から寄附の意向確認が取れた場合、受注者による提案が寄附の契機となったことを記載した寄附申出書（本市の指定する様式）を受注者又は寄附見込企業から本市へ提出すること。

なお、寄附申出書の提出より前に5（3）による報告がない場合は、本事業の成果としない。

※寄附申出書は福山市経済環境局経済部経済総務課ホームページからダウンロード可能（URL: <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keizaisoumu/>）

イ 企業等から本市へ寄附申出書が送達された場合、本市は寄附金を納付するための納付書送付や納付先口座の通知等の方法により企業等に連絡する。

ウ 2027年（令和9年）3月31日（水）までに、企業等から本市指定の金融機関にて寄附金が納付されたことをもって本事業の成果とする。

7 協議

(1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行い、業務体制表、スケジュールを提出すること。

(2) 受注者は本市と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

8 業務の進捗報告

受注者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対して報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、本市との協議により定めるものとする。

9 委託料

- (1) 委託料の算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた寄附金を本市が受領した場合、寄附金額に委託料率を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した額（1円未満の単位は切り捨てとする。）を受注者に支払うものとする。
- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税及び地方消費税別）とする。
- (3) 本市は、企業からの寄附金の受領が確認できた際は、速やかに受注者にこの旨を伝え、受注者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。
- (4) 委託料の総額が本市の予算額を超えると見込まれる場合は、協議のうえ、決定する。

10 成果物

受注者は、業務完了後に次の書類を提出するものとする。

- (1) 実施報告書（任意様式）A4判 1部
- (2) 寄附見込企業のリスト等 1部
- (3) その他本市が指示するもの

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、本市の承諾を得た時はこの限りではない。
- (3) 受注者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (5) 受注者は本市と緊密な連絡に努めるとともに、本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて協議を行うこと。
- (6) 本業務実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。